

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病への対応について

健康局疾病対策課

1. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病対策について

1. 基礎的情報の収集

vCJDの初発例発生への対応策については、国内専門家からの意見聴取を実施するとともに、英国でのvCJD患者発生時の対応について、英国政府より情報収集を実施し、想定される課題及び対応策について検討。

2. 専門家の資質向上

国内でのCJD専門家の資質向上を図るため、現地における実態調査及び対応策の確認等を目的として、神経内科専門医等約10名を英国に派遣。

3. 迅速な情報把握・診断体制の確立

(1) 迅速報告

「感染症法」に基づく感染症発生動向調査

- ・ 4類感染症（全数）として、診断医が7日以内に報告
- ・ 優先度の高いものについては、随時疾病対策課に連絡

(2) 積極的調査

- ・ 特定疾患治療研究 遅発性ウイルス研究班 サーベイランス委員会専門医による症例の確認・感染経路の特定等、詳細な調査を実施
- ・ 専門医については、都道府県に1名以上の体制を整備

(参考)

昭和51年 「遅発性ウイルス研究班」設置

- ・ CJDを含む遅発性の神経難病の原因究明と治療法の開発

平成8年5月 「クロイツフェルト・ヤコブ病に関する緊急全国調査研究班」の設置

- ・ サーベイランスの開始（昭和60年以降の症例を収集）

4. 医療従事者に対する普及啓発

(1) クロイツフェルト・ヤコブ病診療マニュアル（平成8年度版）の改訂

- ・ vCJDに関する記載を追加
- ・ 印刷中

(2) 医療機関等への周知徹底（要調整）

- ・ ホームページへの掲載
- ・ 医療従事者向け診断講習会の検討
- ・ 医師会報へのマニュアル概要の添付について協力要請
- ・ 医師向けTV番組での放映について協力要請

5. 専門的相談窓口の設置（医療従事者、都道府県職員等向け）

- ・ 遅発性ウイルス感染調査研究班サーベイランス委員会ブロック担当者による、医療従事者への専門的相談の実施
- ・ ブロック担当医、全国難病主管課長会議の開催

6. 専門的医療の提供

- ・ 確定診断のなされた患者については、特定疾患治療研究事業により適切な医療を提供

7. 一般向け普及啓発

- ・ クロイツフェルト・ヤコブ病に関するQ&A（厚生労働省ホームページ）の更新

8. 対応策の検討

- ・ 厚生科学審議会疾病対策部会「クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会」において、対応策を検討（11月上旬開催予定）

II. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病患者発生時の対応について

1. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病患者の確定・公表

- ・ 遅発性ウイルス研究班 サーベイランス委員会の報告に基づき、厚生科学審議会 疾病対策部会 クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会において、（以下vCJDという。）の発生を確定
- ・ 同委員会後、記者会見を行い、公表
- ・ 併せて、直ちに厚生労働省狂牛病対策本部を招集し、以下の具体的対策について検討

2. 具体的対策

現時点で想定される具体的対策は以下の通り。

(1) 感染源の特定と危険因子の除去

- ・ 専門医師団を派遣し、病歴、喫食調査を含めた生活歴、家族歴、職業歴、BSE発生国への渡航歴、輸血歴等に関してチェックリスト（参考1参照）を用いた詳細な調査を実施
- ・ 感染源として疑われるもの（例えば特殊な食品）が存在した場合、可及的速やかに対策を実施

(2) 一般国民の不安除去

- ・ 相談事業（カウンセリング）の実施
 - 緊急相談窓口の設置
 - 基本的な例については県・保健所等で対応
- ・ 政府公報による正確な知識の普及・啓発
 - Q&Aをホームページ上に掲載
(現在掲載しているものに加えて必要な情報を追加)

(3) 患者・家族への指導

- ・ 患者の治療、介護に関する留意事項について、患者・家族に指導

(4) 2次感染防止

- ・ 当該医療機関への感染防御に関する指導
- ・ 専門医師団による調査により、患者由来の製品（献血等）の流通があった場合、可及的速やかにロットを確認、廃棄

(5) 患者のフォローアップ

- ・ 特定疾患治療研究事業により、患者の治療を行うとともに、経過のフォローアップを行う。

(参考) 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) サーベイランスの対応 (案)

感染症発生動向調査

